

## 大牟田市庁舎整備に関する検討支援業務公募型プロポーザル質問書に対する回答書

大牟田市長 関 好孝  
(企画総務部 庁舎整備推進室)

※「内容」欄には、いただいた質問を要約して記載しています。(同じ趣旨の質問は、まとめて記載しています。)

No	質問事項	No	内容	回答
1	実施要領:P2 「3 参加資格要件 (9)」	(1)	建築士の参画が条件となっているが、外部パートナーや客員研究員というような形でも構わないか。様式 5-2 の協力会社という位置づけで一級建築士を配置することで、参加資格要件の(9)を満たすのか。	満たします。
		(2)	「建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による一級建築士事務所登録をしている一級建築士を配置予定技術者として配置できること。」については、一級建築士事務所登録をしている協力企業の担当者を配置する形で問題ないか。	問題ありません。
2	仕様書:P2 「4(3)モデルケースによる事業シミュレーション」	(1)	②1)において、「過去のモデルケースシミュレーションについて検証を行う」とこととされているが、「過去のモデルケース」については、何ケース程度市から提示される予定か。	過去に実施した 13 ケースのモデルケースシミュレーションの結果について、受託者に提示する予定です。
		(2)	②2)において、規模やゾーニング、配置などを検討することとされているが、①に記載されている「実現可能性のある 10 ケース程度」を対象に検討すると考えてよいか。	お見込みのとおりです。 実際に検討するケース数や方法等の詳細については、受託者との協議により決定する予定です。
3	様式 5-1 (配置予定技術者調書)	(1)	資料下部の「同種・類似業務」の定義に関して、欄外の注釈では、②の業務は「国又は地方公共団体の庁舎整備」とされているのに対し、①の業務は単に「庁舎整備」とされている。①についても②と同様に「国又は地方公共団体の庁舎整備」と考えてよいか。	(1)実施要領「3 参加資格要件(8)①」の同種・類似業務は、地方公共団体発注のものが対象であり、国発注のものは対象となりません。 なお、(2)実施要領「3 参加資格要件(8)②」の同種・類似業務は、国発注のものも対象となります。
		(2)	資料下部の「同種・類似業務」の定義に関して、①、②ともに庁舎整備に関する業務を対象とされているが、「庁舎」には、消防署や警察署なども含まれるか。	含まれます。
		(3)	資料下部の「同種・類似業務」の定義に関して、①の業務では「延べ面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上」とされているが、庁舎機能を含む複合施設の場合は建物全体の延べ面積で考えてよいか。	お見込みのとおりです。
		(4)	会社ごとに管理技術者と主任技術者それぞれ1名ずつの分を記載すればよく、その他の担当者については、実施体制に記載するものの、調書は不要という理解でよいか。	管理技術者と主任技術者については、それぞれ、人数分の調書を作成のうえ、提出してください。管理技術者と主任技術者以外の担当者については、実施体制に記載してください。